

住民基本台帳法の一部を改正する法律の概要

<改正概要>

公布:平成21年7月15日
施行:平成24年7月9日

① 外国人の利便の増進及び市町村等の行政の合理化を目的として、外国人住民を住民基本台帳法の適用対象に加える。

- ◆外国人住民に係る住民票を作成し、各種行政事務の処理の基礎とする。
- ◆外国人住民に係る手続きのワンストップ化を図る

② 他の市町村へ住所を移した場合でも引き続き住民基本台帳カードを使用することができるようにする。

- ◆住民基本台帳カードを交付した市町村長への返納義務を廃止する。
- ◆転入地市町村長に対し住民基本台帳カードを提出することで継続使用が可能となる。

※ 外国人住民に係る住民基本台帳ネットワークシステム、住民基本台帳カード等の規定は、平成25年7月7日まで適用猶予

外国人住民関係の改正内容

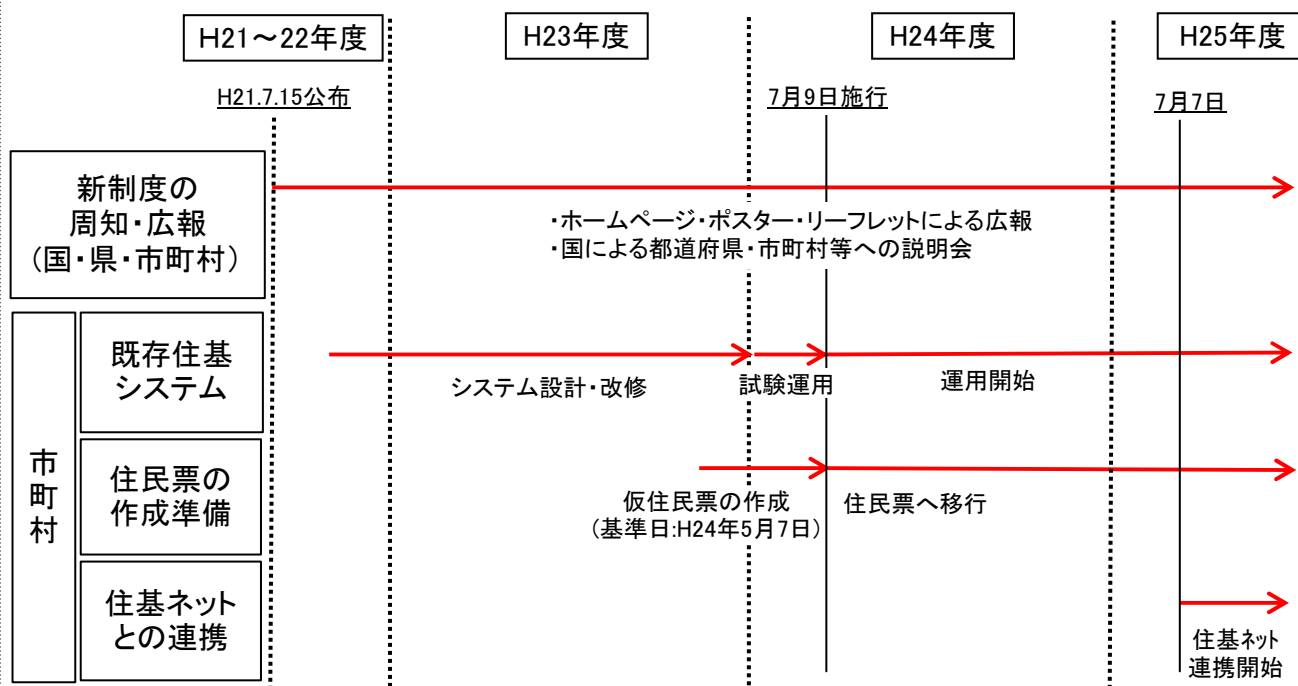
○住民票を作成する対象者及び記載事項

- ・中長期在留者(在留カード交付対象者)、特別永住者 等
- ・氏名、住所等のほか、「国籍・地域」、「在留資格」、「在留期間」等を記載

○その他

- ・外国人と日本人で構成する一の世帯(複数国籍世帯)の正確な把握が可能
- ・住民票の写し等の交付制度、市町村長の職権による住民票の記載の修正、住民基本台帳ネットワークシステム、住基カード等については、日本人と同様に外国人住民にも適用

外国人住民に係る住民基本台帳制度の移行に向けたスケジュール



※県の住基ネットは改修されない。